

『いまのりセブン』重要事項説明書

本書は、『いまのりセブン』をご利用いただくお客様の権利・義務にかかる重要事項について説明したものです。お申込み前に本書を必ずお読みいただき、商品内容について充分にご理解、ご了解のうえ、お申込みいただくようお願いいたします。

●商品について

『いまのりセブン』は、オリックス自動車株式会社（以下弊社）がリースお申込み者（以下お客様）に対しご希望の自動車を7年間にわたり有償でお貸しする自動車リース契約です。

●お申込みについて

- この契約のお申込みに対し、所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- お客様の職業が「専業主婦」「パート・アルバイト」「学生」の場合は、安定収入のある方の「連帯保証」が必要です。また、弊社が必要と認めた場合も同様となります。

●ご契約について

- ＜契約の締結＞ 弊社が契約のお申込みを承認した場合、お客様と弊社との間で弊社所定の自動車リース契約書にて契約を締結します。なお、『いまのりセブン』は自動車リース契約ですので、車検証上の所有者は弊社となります。
- ＜契約締結後のキャンセル等の禁止＞ 弊社は、自動車リース契約締結後ただちに自動車ディーラーに自動車の発注をいたします。これ以降のキャンセル、車種変更等の契約内容変更はできません。
- ＜納車＞ 契約締結後30～60日程度（自動車の生産状況やお客様の登録書類の準備状況により異なります。）で自動車登録手続きを完了し、自動車ディーラーから契約上の「使用の本拠地（お客様の自宅住所）」に納車いたします。（納車日時等は自動車ディーラーからご連絡差し上げます。）
- ＜リース期間＞ リース期間は、自動車登録日から7年間です。
- ＜リース料に含まれる諸費用＞ リース料には、リース期間中（7年間）に発生する環境性能割・登録諸掛費用・自動車税種別割・自動車重量税・自動車損害賠償責任保険料を含みます。リース期間中にこれらの費用に変動があった場合、自動車の所有、使用、保管等に関して新たに課税される公租公課が発生した場合、および税法所定の税率に変動があった場合、金額の大小によりお客様と弊社の間で精算を実施するか否かを弊社が合理的に決定し、精算する場合は弊社よりお客様にお支払いまたは、お客様より弊社にお支払いいただきます。

●リース料のお支払いについて

- リース料は、前払いです。初回のお支払いは2回分をまとめてご請求させていただきます。
なお、お支払い開始日、金額等については自動車登録後に発送されるお支払い明細をご参照ください。
- 別枠リース料（頭金）があるご契約の場合、別枠リース料およびその消費税額、地方消費税額はリース契約書をご返送いただく前までに弊社の指定口座にお振込みいただきます。
- リース料お支払い時には、各回リース料にかかる消費税額、地方消費税額をリース料に付加してお支払いいただきます。また、リース期間中に、税法所定の税率に変動があった場合は、変動後の税率による消費税額、地方消費税額をリース料に付加してお支払いいただきます。

●自動車保険について

自動車保険は、リース契約に含む（弊社が付保する）ことができます。リース契約に含めない場合は、弊社は、自動車に「自動車保険（自動車損害賠償責任保険以外）」「車両保険」を付保しません。万一の場合に備えて、自動車を購入された場合と同様に、お客様ご自身で車両保険付の自動車保険に加入されることをおすすめします。

●整備、点検について

弊社は、お客様との間で自動車のメンテナンス契約を締結した場合を除き、自動車の整備、点検を行いません。自動車の整備、点検はすべてお客様の負担と責任で行っていただきます。なお、購入された場合と同様に、自動車ディーラーのアフターサービス（無料点検、メーカー保証等）を受けることができます。

●リース期間途中での解約について

- ＜中途解約＞ リース開始日から60カ月間はこの契約を解約することはできません。60カ月経過後は2カ月前までに弊社に所定の書面で通知することにより、いつでもリース契約を解約することができます。ただし、リース料の日割り計算は致しかねますので、リース解約日は、1カ月単位とさせていただきます。この場合、解約違約金は発生しません。なお、ご返却いただいた自動車の状態により、後記「●車両返却時の精算金について」

に記載のとおり精算金が発生する場合があります。

(中途解約の例)

リース開始日が2022年4月1日の場合、2027年3月31日から解約可能です。この場合、2027年1月31日までに所定の書面による通知が必要となります。

2. <自動車の滅失、毀損等による終了> 契約期間中に台風、大雨、地震等による自然災害または事故や盗難等により自動車が使用できなくなった場合、お客様は、未経過リース期間にかかるリース料合計額相当額から、リース料に含まれる費用のうち未発生費用（税金、保険料等）相当額を差引いた額を中途解約金として一括でお支払いいただきます。
3. <契約解除> お客様がリース料の支払を怠る等、契約解除事由が生じた場合、弊社は、契約を解除了します。この場合、残リース料と当社所定の残存価額の合計額を損害金としてお支払いいただきます。なお、自動車を弊社に返還された場合、自動車の処分手取り額または評価額（いずれも返還、処分等に要する費用を控除後の残額）を損害金から減額いたします。

●リース期間満了時のお取扱いについて

リース期間（7年間）が満了した時は、お客様は、ご希望により以下の方法のいずれかをお選びいただけます。なお、リース期間（7年間）満了後、リース契約を更新（再リース）することはできません。

1. <自動車を引取る> リース終了時に自動車を原則無償で、お引取りいただくことが可能です。この場合、車両本体価格は無償ですが、別途、リース期間満了日現在、弊社において支払い済みのリース期間満了日の属する年度の自動車税種別割のうち、リース期間満了日から上記年度の最終日までの期間にかかる自動車税種別割と自動車リサイクル料をお支払いいただきます。
なお、お引取りいただいた自動車を継続してお乗りになる場合は、お客様が継続車検を取得する必要があります。自動車を引取る際の継続車検に限り、基本点検整備費用と名義変更に関する手数料を弊社で負担いたします。ただし、名義変更については登録手続きがオリックス自動車からご契約者様への所有権移転のみ、かつ車検証に記載されている使用の本拠の位置等について、変更を伴わない場合に限ります。
リース終了以降の自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、および住居移転等による車庫の変更費用、ナンバー変更はお客様のご負担となります。
2. <自動車を返却して終了> 自動車をご返却いただき、契約を終了します。契約終了後、弊社または指定業者が自動車を引取りにうかがいます。
この場合、別枠リース料を除くリース料総額の三十五分の一相当額を返還いたします。
なお、リース終了後の返却については、自動車の損傷による車両の精算等は行いませんが、自走不可能でレッカー車等を利用しなければならない等の特別な場合には、実費をご負担いただく場合があります。

●車両返却時の精算金について

1. リース開始60カ月経過後以降、解約・解除により自動車をご返却いただいた場合、財団法人日本自動車査定協会またはその他公正な機関が定める基準により自動車の査定を行い、内外装の損傷および事故等によるフレームの損傷等または基準走行距離を超過したことにより、弊社規定の金額を超える損害が発生した場合は、精算金をお支払いいただきます。

A. 精算金の発生がないおもな事例

- ① 大きさが1cm未満のキズおよびへこみ、サビ。
- ② タイヤの磨耗等（ただし、著しいものを除く）。
- ③ 油脂類の消耗。

B. 精算金が発生するおもな事例

- ① 大きさが1cm以上のキズおよびへこみ等外装の損傷、運転に支障をきたす損傷。（ドアミラー、ワイパー、ランプ類等の欠落および損傷）等。
- ② 内装の損傷（シートのへたり等は除く）、タバコの焦げ痕、タバコ臭、ペット臭等。
- ③ 事故修復歴（自動車の骨格部分の修復・交換など）による価値の減少等。
- ④ 改造・模様替え等による価値の減少等。
- ⑤ 基準走行距離を超過したこと。

* なお、上記はおもな事例であり、実際はさらに詳細な基準により判定されます。

例えば、1cm未満のキズであっても、同時にへこみがある場合は、精算金をご負担していただくことがあります。

2. キズの評価および精算金等の算出方法

お客様ご負担となる精算金は、前項の査定評価に基づき、下記のとおり算出します。

$$\text{① 査定減額} = \{(\text{内外装の損傷による減点} \text{ (*1)} \times \text{車両クラス係数} \times \text{経過年係数} \text{ (*2)}) + \text{商品価値減点} \text{ (*3)}\} \times 1,000 \text{ 円}$$

*1 みがき、クリーニングの減点は除く。

*2 車両クラス係数：軽乗用車0.7、小型乗用車0.8、2000cc以上乗用車1.0～2.2など車種により異なる。経過年係数：0～3年まで
1.0、4年0.9、5年0.8、6年以上0.7

*3 事故修復歴があることによる減点など。ただし、走行距離による減点は除く。

- ② 基準走行距離の超過による損害金

リース契約が解除された場合（ただし、規定の損害賠償金をお支払いいただいた場合を除く）、または中途解約の場合において、自動車をご返

却いたいたいた時点での総走行距離が、下記記載の算出方法にて計算された走行距離（以下基準走行距離）を超過した場合は、基準走行距離を超えた走行距離1kmにつき8円の過走行損害金をお支払いいただきます。

記

【基準走行距離に関する計算方法の表示】

基準走行距離 = 経過月数×2,000km

（経過月数は1カ月単位とし、1カ月に満たない場合は切り上げて計算いたします。）

③ 精算金の合計額 = ①の査定減額 + ②の過走行損害金額 - 以下の免責金額

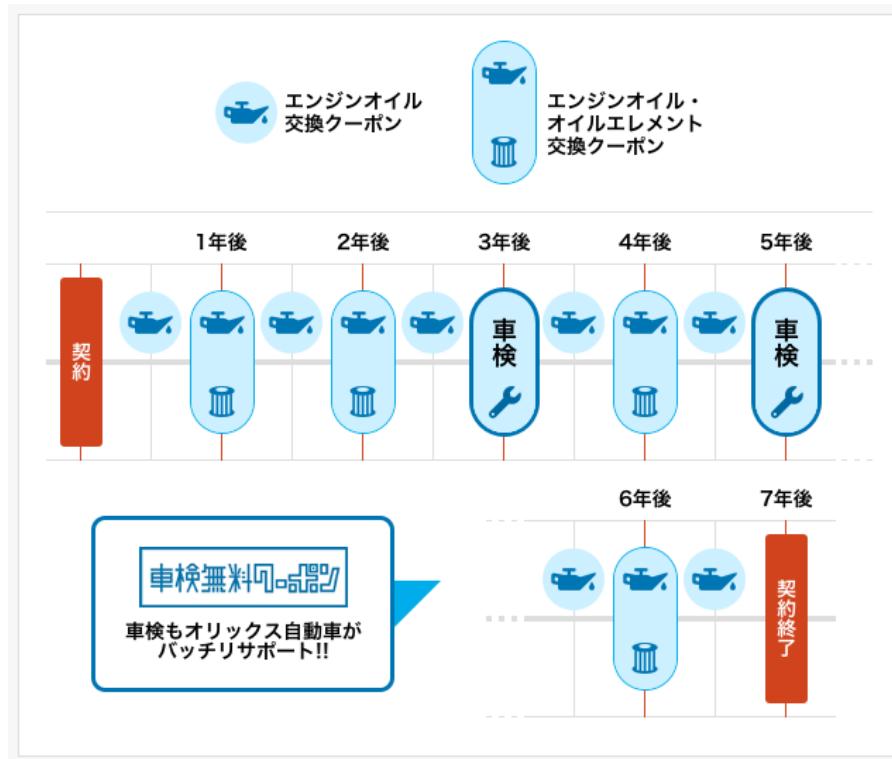
免責金額の基準

| 解約の種類 | 免責金額 |
|--------------------|------|
| 中途解約の場合 | 10万円 |
| 中途解約後、弊社商品でお乗換えの場合 | 20万円 |

●車検無料クーポン/エンジンオイル交換クーポン/エンジンオイル・オイルエレメント交換クーポンについて

各種クーポンで、リース期間中の継続車検にかかる基本点検整備費用とエンジンオイル交換（半年毎に1回）、オイルエレメント交換（1年毎に1回）を無料でご利用いただけます。

例：乗用車の場合



*車検時にエンジンオイル・オイルエレメントの交換も行います。

*各種クーポンは弊社が指定する工場に限りご利用いただけます。また、無料で交換できるエンジンオイル・オイルエレメントは弊社指定のものとなりますので予めご了承ください。

*貨物登録車（ハイエース、プロボックス等）に関してはクーポン発行枚数が異なります。また、一部の車種についてはクーポン発行対象外となります。詳しくはお問い合わせください。